

社会福祉協議会がおこなっている貸付制度のご案内

生活福祉資金を ご存じですか？

(福祉資金・教育支援資金)



社会福祉
法人

千葉県社会福祉協議会

1.生活福祉資金とは？

生活福祉資金とは、比較的所得が少ない世帯（以下「低所得世帯」といいます）・障害者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会とが必要な相談支援を行うことによって、その世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。

実施主体は社会福祉法人千葉県社会福祉協議会です。債権者として貸付の可否の決定や債権管理等を行います。実際のご相談はお住まいの市町村社会福祉協議会（千葉市は各区）で受け付けています。

貸付金の原資は国と千葉県が拠出しています。

2.制度の特長・基本事項とは？

□ 民生委員が相談支援をおこないます

世帯の生活の安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員がご相談からお申込み、ご返済（完済時）に至るまで、様々な過程で継続して相談支援を行っていきます。

□ 他制度が優先です

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付をおこないます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、お申込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

□ 所得基準を設けています

この資金では対象世帯（低所得世帯、高齢者世帯）ごとに所得基準を設けています。このため世帯としての所得が多い場合は貸付対象にならないことがあります。なお、障害者世帯に限り所得制限を設けていません。

※P4の「4.貸付制度を利用できる世帯とは？」参照のこと

□ 貸付に当たって審査をおこないます

貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の返済能力（今後の収入支出の見通し、負債状況等）も含めて審査をおこないます。審査の結果、貸付に至らない場合（不承認）もあります。また、連帯保証人等を追加設定することを貸付決定の条件とする場合等もあります。

〈注意点〉

- ①この資金は貸付制度であり、借り受けた資金は契約に基づいて返済していただく義務があります。給付制度ではないことをご理解の上お申し込みください。
- ②貸付が決定になる前に契約・注文・着工・購入・転居等を済ませている場合、いずれも貸付対象外となります。支払い済みの経費、滞納になっている経費も対象外です。

民生委員とは

厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所や社会福祉協議会等の業務に協力するなどして社会福祉の増進に努める方々です。児童委員を兼ねています。民生委員には守秘義務が課せられています。

社会福祉協議会 (社協とは)

地域福祉の推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。それぞれの都道府県、市町村で民生委員・児童委員や福祉関係者などの参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活できるまちづくりの実現をめざした様々な活動をおこなっています。ボランティア活動に関する相談や福祉教育の推進、高齢者や障害者の在宅生活を支援するためのホームヘルプサービスや配食サービス、その他多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえて独自の事業に取り組んでいます。

3.生活福祉資金 資金種類一覧



資金種類		貸付対象			貸付条件			
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付上限額	据置期間 ※1	返済期間	貸付利子 ※2
福祉資金	結婚、出産、葬祭	○	○	○	50万円	貸付後 6か月以内	3年以内	連帯保証人 あり ⇒無利子 なし ⇒年1.5%
	小規模住宅改修費、 住居設備費	○	○	○				
	転宅費	○	○	○				
	障害者等 福祉用具購入費	×	○	○	170万円	貸付後 6か月以内	8年以内	
	障害者 自動車購入費	×	○	×	【一般車両】200万円 【福祉車両】250万円		8年以内	
	住宅改修費	○	○	○	250万円		7年以内	
	療養費	○	△	○	1年以内:170万円 1年6か月以内:230万円	最終貸付日 から6か月 以内	5年以内	
	介護等費	○	○	○				
	災害援護費	○	△	△	150万円 ※3	貸付後 6か月以内	7年以内	
	生業費	○	○	×	460万円		20年以内	
	技能習得費	○	○	×	6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円 ※4	卒業後 6か月以内	8年以内	
	支度費	○	○	×	50万円	貸付後 6か月以内	3年以内	
教育支援 資金	教育支援費	○	△	×	高校:月35,000円 高専:月60,000円 短大:月60,000円 大学:月65,000円 ※5	卒業後 6か月以内	原則 10年以内 (最長20年以内) ※5	
	就学支度費				共通 50万円			

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

【補足説明】

- ※1 据置期間とは貸付終了後、一定期間返済を猶予する期間をいいます。据置期間中は無利子です。
- ※2 貸付利子は資金種類・連帯借受人・連帯保証人の有無によって異なります。なお、いずれの資金についても最終償還期限を過ぎても返済が終わらない場合には貸付利子とは別に延滞利子が年3.0%かかります。
- ※3 災害援護費は住宅に損害があった場合、住宅改修費との重複貸付が可能です。被害の程度に応じて最高400万円まで貸し付けることができます。
- ※4 技能習得費は原則として技能習得期間3年以内の範囲内で貸し付けることができますが、6か月を超える場合にはその習得期間について法令に定めがある場合に限りです。
- ※5 教育支援資金の返済期間は原則10年以内です。ただし、やむを得ない事情（特に大学生で他の奨学金も利用するため返済月額が多くなる等）があると認められる場合は20年以内とすることができます。10年を超える返済期間を希望する場合にはその事情を申込書に明記してください。また、教育支援費につき、特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍まで貸付可能です。

4.貸付制度を利用できる世帯とは？

対象世帯	内 容	所得基準
低所得世帯	資金の貸付と必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯	世帯の所得が市町村民税非課税程度もしくは生活保護基準の概ね1.7倍以下
障害者世帯	身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯（障害者手帳の交付を受けた者又は障害者総合支援法のサービスを利用している等これと同程度と認められる者）	制限なし
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯（福祉資金については日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯に限る）	世帯の所得が生活保護基準の概ね3.0倍以下

※生活保護世帯も一部の資金は対象となりますが、福祉事務所との事前の相談が必要です。

※所得基準は居住地や世帯の人数等によって異なりますので、市町村社会福祉協議会でご確認ください。

5.借受人、連帯借受人、連帯保証人について

◇借受人（借入申込者）について・・・

概ね65歳未満の方とし、原則として世帯主を借受人とします。ただし、技能習得費と教育支援資金については実際に技能を習得する又は就学する本人を借受人とします（借受人が未成年者の場合は親権者の同意が必要です）。

なお、当該世帯が高齢者のみで構成されている場合には65歳以上であっても借受人になることを認めていますが、返済を考慮して原則連帯借受人もしくは連帯保証人を設定していただきます。

借受人は貸付金を使用するとともに、主たる債務者として返済する義務を負います。このため貸付後の返済開始時から完了予定時まで返済能力を有しているあるいは有する見込みがあることが必要です。

◇連帯借受人について・・・

技能習得費、支度費及び教育支援資金については就学する本人が借受人になる他、当該世帯の生計中心者が連帯借受人に加わる必要があります。

また、技能習得費及び支度費を除く福祉資金においても借受人の返済能力が低いと見込まれる場合（収入が少ない、負債が多い、高齢の場合など）には連帯借受人が必要となります。

連帯借受人とは、借受人と連帯して債務を負担する「連帯債務者」のことです。返済義務は借受人と同等です。借受人と連帯借受人が2人共同で資金を借り入れるイメージです。返済能力を有していることが必要です。

◇連帯保証人について・・・

【福祉資金の場合（技能習得費、支度費を除く）】

原則として連帯保証人が1名必要です。連帯保証人は原則として千葉県内に居住する65歳未満の方とし、返済完了時点まで保証能力（返済能力）を有している必要があります。県内居住者が設定できない場合には県外の方も認めます。

ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には連帯保証人が立てられない場合でも申請することができます。この場合、貸付利率が年1.5%かかります。連帯保証人が立てられる場合は無利率です。

【教育支援資金・福祉資金（技能習得費、支度費）の場合】

連帯借受人を設定すれば原則として連帯保証人は不要としています。ただし、連帯借受人の返済能力が低いと見込まれる場合には連帯保証人が必要となります。

連帯保証人とは、借受人・連帯借受人からの返済が滞った際に、借受人・連帯借受人の資産や返済能力の有無に関わらず債権者からの請求に応じて返済しなければならない法的義務を負います。「保証人」とは異なり催告及び検索の抗弁権がありません。

6. 各種資金について

※申請に必要な書類については借入申込書の表紙(説明文)でご確認ください。



[福祉資金]

一般福祉費

次の項目に該当する必要な経費

貸付上限額 50万円

〈返済期間：3年以内〉

対象経費

- 結婚に際し、挙式、披露宴のための経費、家具什器等を購入する経費(結婚費)
- 出産に際し必要な経費(出産費) ※出産一時金支給制度が優先となります。
- 葬祭に際し必要な経費(葬祭費)
※葬儀全般の費用が対象となります。なお、葬祭費に限り、葬儀前に社協へ事前相談があった場合には葬儀を行った後でも未払いの場合には借入申請できることとします。
- 高齢者または障害者等の日常生活の便宜上、階段の構造を整備するとか、小規模な住居等の改修・設備に関する費用(小規模住宅改修費)
- 水道または下水排水路等の整備、電気設備、冷暖房設備等を設けるための経費(住居設備費)
- 就職または技能を習得するために必要な支度をする費用(支度費)



転宅費

住居の移転に必要な経費

貸付上限額 50万円

〈返済期間：3年以内〉

対象経費

新たに借りる物件の敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、前家賃、引っ越し運送費等の費用

申請先

転宅費に限り申請の手続きは転居予定先の市町村社協で受け付けます。県外へ転居する場合も同様に転居予定先での受付となります。詳細についてはまず現住所の市町村社協へご相談ください。

対象外の経費

×滞納になっている家賃分の支払い
×新たな物件に入居するための経費が貸付対象であり、退去に必要な経費(例えばハウスクリーニング代、家電製品のリサイクル料金、家具の処分代等)は対象外です。

留意事項

申請に際しては、現住所地の担当民生委員もしくは転居予定先の担当民生委員のいずれかと面接していただく必要があります。



障害者等福祉用具購入費

障害者または高齢者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等を購入するために必要な経費

貸付上限額 170万円

〈返済期間：8年以内〉

対象用具等

福祉用具全般(例：車イス、杖、歩行器、歩行車、体位変換器、リフト、褥瘡予防用具、ベッド、手すり、スロープ、昇降装置、トイレ用具、入浴用具、義肢・装具、コミュニケーション関連用具等)

留意事項

市町村による補助制度や介護保険が利用できる場合がありますので市町村へ事前に確認してください。



障害者自動車購入費

障害者自らが運転する場合又は障害者と生計を同一にする方が専ら当該障害者の日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るために自動車を購入するために必要な経費等

貸付上限額 200万円

(ただし福祉車両の場合は250万円)〈返済期間：8年以内〉

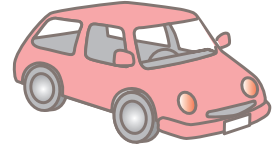
対象経費

自動車購入費、重量税、消費税、自動車損害賠償責任保険料、その他必要な装備、障害に応じた改造費用、車検代、修理代、車庫の維持のための経費

対象車種

- ①障害の状況や使用目的に適した排気量、車種とすること
- ②原則として排気量2000cc以下の車両とすること
- ③車両本体価格200万円程度以下とすること（福祉車両は250万円）

※障害の状況等により特に必要と認められる場合はこの限りではありません。事情を借入申込書に記入してください。



対象外の経費

×日常生活上必ずしも必要としない装備（例：カーナビ・ドライブレコーダー・ガラスコート）、附属品（オプション）、障害と直接関係ない特別仕様等の経費

※ただし、該当経費を自己資金で充当する場合は原則として取り付け可能とします。

×任意保険の保険料

×駐車場借り上げのための経費

買い換えの条件

次の2つの条件のうち、いずれか1つの条件を満たしていることが要件となります。

①現在使用中の自動車の使用期間が新車登録後6年以上経過していること

②現在使用中の自動車の走行距離が10万キロを超えていること

※申請に際しては使用中の自動車の車検証を提出していただきます。また、実際に使用中の自動車の距離メーターで走行距離を確認させていただく場合があります。

※頻繁に故障する場合や障害の程度が急速に重度化した場合等で現在の自動車を使用するのに適当でないと認められる場合や、事故による廃車の場合はこの限りではありません。事情がある場合はご相談ください。

留意事項

- ・障害者または障害児の属する世帯が貸付対象です。要介護状態等は対象になりません。
- ・本資金で不足する分の支払いをマイカーローンで対応することは認めていません。不足分が発生する場合は自己資金で対応していただきます。この際、通帳等により自己資金の有無を確認させていただきます。また、貸付後、車検証により車両の所有者を確認させていただきます。

住宅改修費

住宅を増築・改築・拡張・補修・保全するために必要な経費

貸付上限額 250万円

〈返済期間：7年以内〉

対象経費

- 一般的な住宅の増改築、拡張、補修、保全のための経費
- 高齢者や障害者が住宅で生活するための居室、玄関、トイレ、浴室、洗面所等の改修、廊下等の段差解消、スロープの設置などのバリアフリー工事
- 風雨被害のための住宅補強、土砂崩れ、石垣の崩れの補修、補強等の費用



対象外の経費

- ×新築の場合
- ×土地の購入経費

他制度優先

・要介護者（要支援含む）の方については介護保険による「居室介護（支援）住宅改修費」が優先になります。限度額20万円（利用者自己負担1割）です。不足する場合は住宅改修費の対象となります。

留意事項

- ・原則として貸付金は工事完了後に送金します。それより前に資金が必要な場合は支払いの時期等も含めてご相談ください。
- ・工事終了後、市町村社協職員あるいは民生委員が工事の実施状況を確認させていただきます。

貸付までの流れ

ご相談



お申込み
(市町村社協窓口)



民生委員
との面談



貸付調査

(市町村社会福祉協議会
貸付調査委員会)

お住まいの市町村社会福祉協議会の窓口または地域の民生委員までお気軽にご相談ください。

民生委員が自宅を訪問する等しておこないます。



療養費

負傷または疾病の療養に必要な経費及び当該療養期間中の生計を維持するために必要な経費

貸付上限額 1年を超えない場合170万円
1年を超えて1年6か月以内の場合230万円

〈返済期間：5年以内〉

対象経費

- 医療費に該当する経費（健康保険等による医療費の自己負担額、入院時食事代自己負担分、差額ベッド代等、移送経費、入院諸雑費、オムツ代、クリーニング代等）
- 療養期間中の生計を維持するための経費（生活費）

貸付期間の考え方

・貸付期間は原則1年以内とし、特に必要と認められる場合は1年6か月までの範囲とします。これは1年6か月以内に完治することが条件という意味ではなく、仮にそれ以上の期間治療が必要だということ見込みであっても貸付終了後は自己資金等で対応でき、かつ本資金の返済ができる見通しがあれば最長1年6か月までは貸付可能というものです。

対象外の経費

- ×滞納になっている過去の医療費及び生活費全般（今後発生する費用が貸付対象です）
- ×他の負債の返済に充てる資金

留意事項

- ・貸付期間（療養期間）は医師が作成する「診断書」（指定様式）に基づいて決定します。
- ・医療費については、原則として「限度額適用認定証」の交付を受けていただきます。もしくは「高額療養費貸付制度」の利用が優先となります。
- ・生活費の算定基準は従来のある生活水準を維持できる範囲とします。よって、基本的にそれまでの収入が療養あるいはそれに伴う看護・介護を理由に減収になった分が貸付対象となります。
- ・傷病手当等が受給できる場合は手当等を受給した上で不足する金額を算定します。
- ・生活費の借入を希望する場合は「収入支出計画書」（指定様式）を提出していただきます。



介護等費

介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及び当該サービス利用期間中の生計を維持するために必要な経費

貸付上限額 1年を超えない場合170万円
1年を超えて1年6か月以内の場合230万円

〈返済期間：5年以内〉

対象経費

- 介護保険法による介護給付の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費
- 障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービス、自立支援医療の自己負担額、補装具等を購入もしくは修理するために必要な経費
- 当該介護サービスまたは障害福祉サービス等利用期間中の生計を維持するための経費（生活費）

貸付期間の考え方

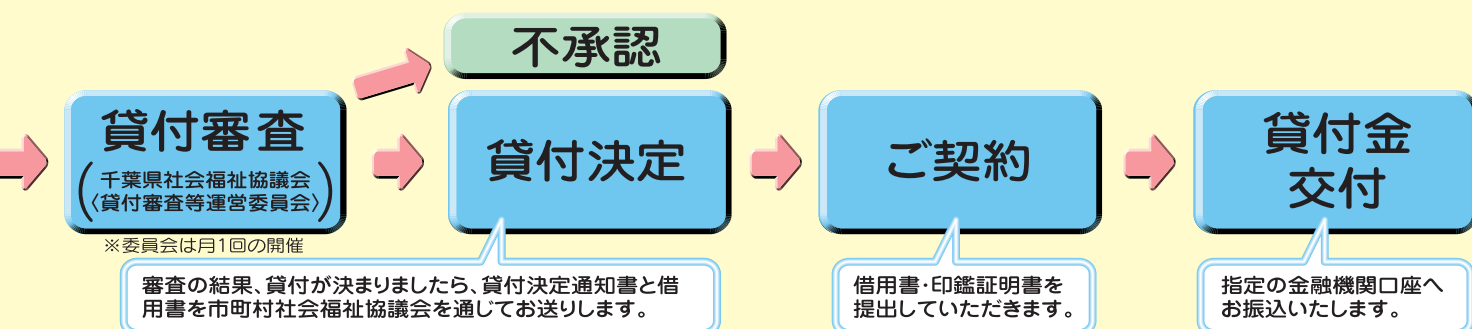
- ・貸付期間は原則1年以内とし、特に必要と認められる場合は1年6か月までの範囲とします。
- ※貸付期間の考え方は「療養費」と同様です。
- ・貸付期間はケアマネジャー等が作成するケアプラン等に基づいて判断します。

対象外の経費

- ×滞納になっている過去の介護費及び生活費全般（今後発生する費用が貸付対象です）
- ×他の負債の返済に充てる資金

留意事項

- ・介護等費は介護保険もしくは障害者総合支援法の利用が前提であり、自己負担分等が貸付対象となります。
- ・生活費の算定基準は従来のある生活水準を維持できる範囲とします。よって、基本的にそれまであった収入が介護を理由として減収になった分が貸付対象となります。
- ・生活費の借入を希望する場合は「収入支出計画書」（指定様式）を提出していただきます。



災害援護費

災害を受けたことにより臨時に必要な経費

貸付上限額 150万円

〈返済期間：7年以内〉

対象経費

被災した住宅を復旧するための経費

※住宅に被害を受けた場合は「住宅改修費」との重複貸付が可能です。被害の程度に応じて最高400万円まで貸付することができます。

家財道具等を購入するための経費

被災により転居するための経費

主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費（対象は個人事業に限ります）

対象外の経費

×火災等によって第三者に損害を与えたことに対する賠償を目的とする場合

×住宅改修等の工事が契約済み・着工済み・支払い済みの場合



留意事項

・市町村が発行する罹災証明書が必要となります。

・低所得世帯が貸付対象のため、所得基準を上回る場合は貸付できません。

・大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、市町村による「災害援護資金」の貸付が本資金よりも優先となります。

・火災保険、地震保険への加入状況や、被災者への支援制度（被災者生活再建支援制度、義援金、災害弔慰金等）の支給（見込み）状況について確認させていただきます。

生業費

生業を営むために必要な経費（新規開業・事業継続のための経費）

貸付上限額 460万円

〈返済期間：20年以内〉

対象経費

事業を営むために設備、機械、器具等を新しく購入したり、店舗、作業場等を整備、補修、改良、改修、拡充等したりする費用

事業を始めたり、継続したり、拡張するための店舗、設備、機械、器具、車両、資材、原料等の借賃、保証金あるいは敷金などの費用

資材、原料などの購入、商品の仕入れなどに要する費用

貸付条件

・世帯（個人）単位での生業であること

・自己資金が必要な事業費の2割以上用意できていること

※ここで言う「自己資金」とは当該世帯で捻出する資金を指します。金融機関その他からの借入金は自己資金とは見なしません。通帳残高等で確認させていただきます。

・事業規模は貸付限度額のおおむね3倍程度以内であること

・借受人または世帯構成員が当該事業を行うための資格や経験等を有していること

対象外の経費

×会社組織（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社等）の場合 ※個人事業のみ対象

×法令等で認められていない事業形態、公序良俗に反する事業内容

×事業に係る人件費

×滞納になっている経費、未払いの経費、発注済みあるいは仕入れ済等の経費

他制度優先

本資金よりも日本政策金融公庫による貸付制度や、千葉県・市町村等が行っている各種融資制度等が優先となります。このため、本資金申請の前にそれらの機関への相談・申請が必要です。他制度で融資が受けられない場合はその理由についても確認させていただきます。

必要書類

・事業計画書（指定様式）

・事業継続中の場合は過去3年程度の確定申告書

技能習得費

貸付上限額 6か月程度130万円～
3年以内580万円



生業を営み、または就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費およびその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費

〈返済期間：8年以内〉

対象経費

- 生業または就職するための知識、技能を習得するために通学する学校（教育支援資金では対象にならない学校教育法の適用外の学校も含む）の入学料、授業料、通学費（最も経済的な方法とする）、教材等購入の経費
- 障害者または低所得世帯に属する者が運転免許を取得するための経費
※ただし、低所得世帯の場合は運転免許を取得する明確な理由（例えば、就職が内定したが採用条件として免許取得が必須になっている等）が必要です。免許があった方が就職に有利だといった理由だけでは貸付できません。
- 技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費（生活費の算定基準は従来 of 生活水準を維持できる範囲とします）

貸付条件

- ・ 技能習得期間3年以内の貸付です。ただし、6か月を超える場合は法令に定めがある場合に限りです。

対象外の経費

- × 生業または就職することを前提としていない副業目的等の場合
- × 予備校、塾、カルチャー教室等に当たるもしくはこれに準ずると見なされる学校の経費
- × 許認可を受けていない無認可の学校等の経費

留意事項

- ・ 技能習得に関してはハローワークを通じて様々な職業訓練等を実施しており、訓練期間中に雇用保険や訓練給付金等が受けられる場合もあることから、ハローワークあるいは公的職業訓練校等にも相談してください。
- ・ 教育支援資金で対象となっている学校の場合は基本的に教育支援資金での対応となります。
- ・ 生活費の借入れを希望する場合、算定基準は従来 of 生活水準を維持できる範囲とします。よって、基本的にそれまでの収入が技能習得に伴って減収になった（学校に通うことで就労できる時間が減り収入が減るなど）分が貸付対象となります。生活費の申請に際しては「収入支出計画書」（指定様式）を提出していただきます。
- ・ 大学院の経費については日本学生支援機構の奨学金が優先となります。
- ・ 海外留学の経費は対象外としています。同様に日本学生支援機構にご相談ください。



【お知らせ】

このリーフレットに掲載している資金種類の他、緊急・一時的な生活費の不足に対応する「**緊急小口資金**」、失業者が就職するまでの間、生活費等を貸し付ける「**総合支援資金**」、低所得の高齢者向けに所有する不動産を担保に生活費を貸し付ける「**不動産担保型生活資金**」等があります。詳細は市町村社会福祉協議会までお問い合わせください。

【個人情報の取り扱いについて】

社会福祉協議会では、生活福祉資金のご相談・お申込みを進める際、貸付事業を適正・円滑に実施することを目的に必要な範囲内で個人情報を取得・利用します。また、必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、関係機関等に照会する場合がありますのでご承知おきください。個人情報は「千葉県社会福祉協議会個人情報保護規程」にのっとり取り扱います。

生業費の貸付に限り連帯保証人を設定する場合は、下記の確認のための書類が必要です。

- (1) 連帯保証人の契約締結 1か月以内の保証債務履行意思表示の公正証書の写し
- (2) 借受人が連帯保証人へ情報提供義務がある次に掲げる項目について、情報提供の履行を確認した借受人及び連帯保証人の署名がある書類の写し
 - ・ 財務と収支の状況
 - ・ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ・ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容

[教育支援資金]

【教育支援資金（教育支援費・就学支度費）の共通事項】

- ・借受人（借入申込者）は就学する本人です。また、申込者世帯の生計中心者が連帯借受人として加わっていただく必要があります。
- ・入学時であれば教育支援費と就学支度費の同時借入れが可能です。この場合、いずれの対象経費に充当しても差し支えありません。借入申込書は1通でかまいません。
- ・返済開始は学校卒業後の据置期間終了後となります。また、本資金借入れ後に上級学校へ進学した場合、猶予申請があれば在学期間中は返済を猶予することができます。

教育支援費

就学するのに必要な経費

貸付上限額

高等学校:月35,000円 短大・専門学校・高等専門学校:月60,000円 大学:月65,000円

※受付は随時

〈返済期間：原則10年以内 ※最長20年以内〉

対象となる 学校・学科等

◎必須条件：学校教育法に規定される次の学校（全日制・定時制・通信制の各課程）

対象となる学校	貸付上限額 ※
高等学校 (中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、 専修学校高等課程含む)	月額35,000円 (3年間借り入れた場合) 月35,000円×36月=1,260,000円
短期大学(専門職短期大学含む)	月額60,000円 (2年間借り入れた場合)
専修学校専門課程 ※※	月60,000円×24月=1,440,000円
高等専門学校	
大学(専門職大学含む)	月額65,000円 (4年間借り入れた場合) 月65,000円×48月=3,120,000円

※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで貸し付け可能です。

※※専修学校専門課程の貸付対象は日本学生支援機構の奨学金貸付制度に準拠します。

対象経費

授業料、施設整備費、実験実習費、教科書・参考書等の学用品購入費、部活動費、修学旅行の積立金、通学費（最も経済的な方法とする）、1人暮らしをする場合のアパート代、入寮する場合の寮費（食費は除く）、その他就学するのに必要と認められる経費

対象外の経費

×学校教育法に規定されていない学校の経費
×専修学校の一般課程
×食費、通信費等を含む生活費全般の経費 } ※ただし技能習得費で対応できる場合があります。

就学支度費

※受付は入学時のみ

高等学校、大学、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校への
入学に際し必要な経費

貸付上限額 50万円(共通)

〈返済期間：原則10年以内 ※最長20年以内〉

対象経費

入学金、教科書、参考書、制服、体育着、くつ、カバン、通学用自転車、アパートの契約費用等入学に際して必要となる経費

【高等教育の無償化について】(2020年4月から新制度がスタートしました。)

- 対象となる学校：大学、短大、専門学校(専修学校専門課程)、高等専門学校(4年・5年)
- 対象となる学生：①住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯に属していること
②学ぶ意欲がある学生であること

- 1 授業料・入学金の減免(各学校が上限額までの授業料等減免を実施します。)
○減免の上限額(年額)=授業料約70万円+入学金26万円→学校や収入状況等により変わります。
- 2 給付型奨学金(申込受付については日本学生支援機構が行います。)
○給付型奨学金の上限額(年額)=約91万円→私立大に自宅外通学で非課税世帯の場合

※両制度と生活福祉資金の関係

- ①両制度とも利用できます。上限額が低い場合、第1種奨学金(無利子貸付)利用の可能性もあります。
- ②母子父子寡婦世帯を対象に、母子父子寡婦福祉資金(無利子)の貸付制度があります。
- ③生活福祉資金は、これら利用できる全ての給付、減免、無利子貸付の制度を利用した上で教育費の必要額に不足が生じる場合、その不足額について貸付対象となります。

7.ご返済（償還）について



返済開始 貸付後、据置期間終了後に返済（償還）開始となります。※教育支援資金は学校卒業後となります。

返済方法 原則、口座振替により月賦でご返済いただきます。

返済額 返済方法は元利均等償還となります。具体的には貸付元金及び総利子額を返済回数でそれぞれ割り返し、このうち1円単位を切り捨てた金額が月々の返済額となります。端数が出る場合は最終回で調整となります。

延滞利子 最終償還期限日を過ぎた場合、残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

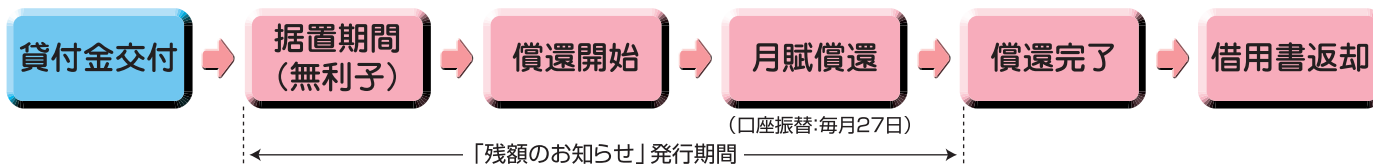
手数料負担 返済にかかる手数料（口座振替手数料、振込手数料）は借受人側で負担していただきます。

通知文発行 据置期間中から定期的に「残額のお知らせ」を借受人・連帯借受人・連帯保証人へ送付します。このお知らせは滞納の有無に関わりなく、すべての債務者に発行されますのでご承知おきください。

届出義務 貸付後、借受人・連帯借受人・連帯保証人のいずれかに住所変更、氏名変更、死亡、所在不明等の状況の変化があった場合には、本人あるいはその他の債務者もしくは相続人から市町村社会福祉協議会への届け出が必要です。



債権管理 貸付制度であり、返済が滞った場合には必要に応じて法的措置を取る場合があります。



8.お申込みに当たってご注意いただくこと



- ◇借り入れのご相談・お申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会（千葉市は各区）が窓口となっています。また、お住まいの地域を担当する民生委員にもご相談いただけます。社会福祉協議会職員及び民生委員には守秘義務が課せられていますので安心してご相談ください。
- ◇お申込みの際は借入申込書のほか、本人確認できる書類、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。詳細は借入申込書の表紙でご確認ください。
- ◇市町村社会福祉協議会、民生委員あるいは千葉県社会福祉協議会から借受人・連帯借受人・連帯保証人・親権者へ電話等で申請内容等について確認のご連絡をすることがあります。
- ◇虚偽の申請等不正な申込みと判断した場合、警察等関係機関に通報する場合があります。

【貸付対象外の場合】

- ◆暴力団員が属する世帯には貸付できません。
- ◆支払い済みの経費、滞納になっている経費は貸付対象外です。また、貸付決定になる前に契約・注文・着工・購入・転居等を済ませている場合も貸付対象外となります。
※ただし、葬祭費及び就学支度費における制服等の注文は例外的な取り扱いとし、事情があれば事後での申請を認める場合があります。
- ◆他の負債の支払いに充てることを目的としている場合や、貸付金が他の負債の借り換えに当たると見なされる場合も貸付対象外です。

【貸付後に一括返済を求める場合】

次に該当する場合は貸付決定を無効とし、貸付金交付後であれば直ちに全額一括返済していただきますのでご注意ください。

- ①貸付決定前に支払い済みや着工・購入済み等事後の申請であったことが判明した場合
- ②貸付金を目的外に使用していることが判明した場合
- ③虚偽や不正な手段により貸付を受けたことが判明した場合

◎本パンフレットに記載されている事項以外にも資金種類ごとに貸付条件等があります。市町村社会福祉協議会でご確認ください。

ご相談・お申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会で受け付けます

※千葉市では各区での対応となります。

<ご相談(来所)されるに当たって>

- ・市町村社協へ初めて来所される際はできるだけ事前にお電話でご連絡をお願いします。事前連絡なしで来所されても担当者が不在の場合や別の相談対応のためお待ちいただく場合があります。予約制(予約者優先)で対応している市町村社協もあります。相談受付時間も各市町村社協で異なります。
- ・事前にお電話でご相談いただければ、来所相談の際に必要な書類等についてもご案内でき、相談をスムーズに進めることができます。
- ・下記電話番号は担当者直通の番号ではないため、お電話の際は「貸付(かしつけ)の相談で電話しました」とお伝えいただくとスムーズです。

千葉市	中央区	〒260-8511 中央区中央4-5-1 Qiball 15F	TEL 043(221)2177	四街道市	〒284-0003 鹿渡無番地 四街道市総合福祉センター内	TEL 043(421)3003
	花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター 3F	TEL 043(275)6438	袖ヶ浦市	〒299-0256 飯富1604 袖ヶ浦市社会福祉センター内	TEL 0438(63)3888
	稲毛区	〒263-8550 稲毛区穴川14-12-4 稲毛保健福祉センター 3F	TEL 043(284)6160	八街市	〒289-1192 八街ほ35-29 八街市総合保健福祉センター 3F	TEL 043(443)0748
	若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター 3F	TEL 043(233)8181	印西市	〒270-1325 竹袋614-9 印西市総合福祉センター内	TEL 0476(42)0294
	緑区	〒266-8550 緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター 2F	TEL 043(292)8185	白井市	〒270-1492 復1123 白井市保健福祉センター 3F	TEL 047(492)5713
	美浜区	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター 2F	TEL 043(278)3252	富里市	〒286-0221 七栄653-2 富里市福祉センター内	TEL 0476(92)2451
銚子市	〒288-0047 若宮町4-8 銚子市保健福祉センター内	TEL 0479(24)8189	南房総市	〒294-0813 谷向109-1 三芳農村環境改善センター内	TEL 0470(29)3729	
市川市	〒272-0026 東大和田1-2-10 市川市分庁舎C棟内1F	TEL 047(711)1413	匝瑳市	〒289-3182 今泉6491-1 匝瑳市野栄福祉センター内	TEL 0479(67)5200	
船橋市	〒273-0005 本町2-7-8 船橋市福祉ビル3F	TEL 047(431)5877	香取市	〒287-0003 佐原イ134-3 みんなの賑わい交流拠点 コンパス3F	TEL 0478(54)4410	
館山市	〒294-0045 北条402 館山市役所4号館内	TEL 0470(24)0294	山武市	〒289-1306 白幡1627 山武市成東老人福祉センター内	TEL 0475(82)7102	
木更津市	〒292-0834 潮見2-9 木更津市民総合福祉会館1F	TEL 0438(25)2089	いすみ市	〒299-4621 岬町東中滝720-1 岬ふれあい会館内	TEL 0470(87)8857	
松戸市	〒271-0094 上矢切299-1 松戸市総合福祉会館内	TEL 047(368)0912	大網白里市	〒299-3251 大網131-2-133合併の1 大網白里市福祉会館内	TEL 0475(72)1995	
野田市	〒278-0003 鶴奉5-1 野田市総合福祉会館内	TEL 04(7124)3939	酒々井町	〒285-0922 中央台4-11 酒々井町役場西庁舎1F	TEL 043(496)6635	
茂原市	〒297-0022 町保13-20 茂原市総合市民センター内	TEL 0475(23)1969	栄町	〒270-1515 安食台1-2 栄町役場2F	TEL 0476(95)1100	
成田市	〒286-0017 赤坂1-3-1 成田市保健福祉館内	TEL 0476(27)7755	神崎町	〒289-0221 神崎本宿96 神崎ふれあいプラザ保健福祉館内	TEL 0478(72)4031	
佐倉市	〒285-0013 海隣寺町87 佐倉市社会福祉センター 2F	TEL 043(484)6200	多古町	〒289-2241 多古777-1	TEL 0479(76)5940	
東金市	〒283-0005 田間3-9-1 東金市保健福祉センター 2F	TEL 0475(52)5198	東庄町	〒289-0612 石出2692-4 オーシャンプラザ内	TEL 0478(86)4714	
旭市	〒289-2712 横根3520 飯岡福祉センター内	TEL 0479(57)5577	九十九里町	〒283-0104 片貝2910 九十九里町保健福祉センター内	TEL 0475(70)3163	
習志野市	〒275-0025 秋津3-4-1 習志野市総合福祉センター内	TEL 047(452)4161	芝山町	〒289-1604 飯櫃126-1 芝山町福祉センターやすらぎの里内	TEL 0479(78)0850	
柏市	〒277-0005 柏5-11-8 介護予防センターいきいきプラザ内	TEL 04(7163)1234	横芝光町	〒289-1727 宮川11902 横芝光町役場分室	TEL 0479(80)3611	
勝浦市	〒299-5226 串浜1191-1 勝浦市保健福祉センター内	TEL 0470(73)6101	一宮町	〒299-4301 一宮1865	TEL 0475(42)3424	
市原市	〒290-0075 南国分寺台4-1-4	TEL 0436(24)0011	睦沢町	〒299-4403 上市場921-1 むつざわ福祉交流センター内	TEL 0475(44)2514	
流山市	〒270-0157 平和台2-1-2 流山市ケアセンター 3F	TEL 04(7159)4735	長生村	〒299-4345 本郷1-77 長生村総合福祉センター内	TEL 0475(32)3391	
八千代市	〒276-0046 大和田新田312-5 八千代市福祉センター内	TEL 047(483)3021	白子町	〒299-4218 関92 白子町公民館内	TEL 0475(33)5746	
我孫子市	〒270-1166 我孫子1861	TEL 04(7184)1539	長柄町	〒297-0218 桜谷712 長柄町福祉センター内	TEL 0475(30)7200	
鴨川市	〒296-0033 八色887-1 鴨川市総合保健福祉会館 2F	TEL 04(7093)0606	長南町	〒297-0121 長南2110 長南町保健センター内	TEL 0475(46)3391	
鎌ヶ谷市	〒273-0195 新鎌ヶ谷2-6-1 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター内	TEL 047(444)2231	大多喜町	〒298-0216 大多喜486-10 大多喜町立中央公民館内	TEL 0470(82)4969	
君津市	〒299-1152 久保3-1-1 君津市保健福祉センターふれあい館 3F	TEL 0439(55)0444	御宿町	〒299-5102 久保1135-1 御宿町地域福祉センター内	TEL 0470(68)6725	
富津市	〒293-0006 下飯野2443 富津市役所内	TEL 0439(87)9611	鋸南町	〒299-1902 保田560 鋸南町ボランティアセンター内	TEL 0470(50)1174	
浦安市	〒279-0042 東野1-7-1 浦安市総合福祉センター内	TEL 047(355)5271	◎相談受付時間は各市町村社協で異なりますのでご確認ください。			

(令和5年3月現在)



社会福祉 千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内
電話 043-245-1551 (平日9:00~17:00)